(七)　鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象に地方公共団体の補助を受けて取得したものを加えた上、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(六)　平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二八年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「平成二八年熊本地震に係る被災住宅用地」という。）のうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和六年度まで延長することとした。（附則第一六条の二関係）

(五)　平成二八年熊本地震に係る被災住宅用地のうち当該土地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和六年度まで延長することとした。（附則第一六条の二関係）

(四)　平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置について、その対象資産の取得又は改築の期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一六条の二関係）

(三)　平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が一定の区域内に当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合又は当該損壊した家屋を改築した場合の当該取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の減額措置について、その対象資産の取得又は改築の期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一六条の二関係）

(二)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成三〇年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地」という。）のうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和六年度まで延長することとした。（附則第一六条の三関係）

(一)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成三〇年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地」という。）のうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和六年度まで延長することとした。（附則第一六条の三関係）

(一)　平成三〇年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、各区分所有者が当該土地の持分の割合等により按分した額を納付する義務を負うものとする特例措置について、その適用期限を令和六年度まで延長することとした。（附則第一六条の三関係）

(二)　仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地等である場合において、当該仮換地等を平成三〇年七月豪雨に係る被災住宅用地等とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する特例措置について、その適用期限を令和六年度まで延長することとした。（附則第一六条の三関係）

(三)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一四条関係）

(2)　首都直下地震対策特別措置法に規定する首都直下地震緊急対策区域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(3)　鉄道事業者が全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受けて取得し、鉄道事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和一三年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(4)　鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(5)　鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(6)　鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する一定の新造車両又は改良車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その新造車両に係る新造期限又は改良された車両の当該改良された部分に係る改良期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(7)　鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する速達性向上事業により取得した一定の都市鉄道施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(8)　公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和六年度まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(9)　港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾又は一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(10)　鉄道事業者等がその事業の用に供する鉄道施設を高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために実施する一定の鉄道駅等の改良工事により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(11)　特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和七年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）